大阪府介護職員の働きやすい職場環境づくり

別紙

内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰　検討基準

以下の評価項目を参考に推薦事業者を検討する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価ポイント | 配点 |
| ①介護職員の働きやすい職場環境づくりに資する取組であること　（●のうち、いずれかのみの記載でも可） | ●職員の待遇改善に係る取組がなされているか。特に入職率の増加や離職率の減少に資する取組として優れている取組を評価する。（取組の例）・明確な給与体系の導入、休暇の取得促進や育児や介護との両立支援に関する制度の導入など、多様な人材が働きやすい環境を整備する取組・腰痛対策など、職員が安心して安全に働ける環境を整備する取組●人材育成に係る取組がなされているか。特に効果的な人材育成に資する取組として優れている取組を評価する。（取組の例）・計画的な採用、新規採用職員に対する計画的な研修の実施や職員の経験・役職に応じた研修の実施など職員の人材育成に効果的な取組・職員に対するキャリアパスの明示や資格取得に向けた支援制度の導入など、職員の意欲向上に効果的な取組●介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。特に業務の役割分担、業務負担の軽減及びサービスの質の向上が図られている取組を評価する。（取組の例）・事業所の課題を踏まえた目的を設定し、改善を図るための取組・介護テクノロジーの活用による取組・機器の導入のみにとどまらず、業務全体を見直す取組・従来の仕組みや思考にとらわれず、新しい技術の活用や斬新な発想がみられる取組(4) 上記の(1)～(3)の各取組について｢抱えていた課題｣、｢取組時期｣、｢取組のプロセス｣、｢要したコスト｣、｢特筆すべきアピールポイント｣及び｢今後の展望｣が具体的に記載されていること。 | 45 |
| ②複数の課題に対して優れた取組を行っているか | 複数の課題に対して優れた取組を行っている事業所を評価する。 | 5 |
| ③実効性のある取組であること | ○ 上記①(1)～(3)の各取組について、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示されているか。（指標の例）・業務時間の変化・業務量の変化・人員(業務にかける人数)の変化・職員の心理的負担感の変化・職員の身体的負担感の変化・待遇改善の状況・人材育成の状況○ 上記①(1)～(3)の取組を複数行っている場合等、事業所において、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示されているか。（指標の例）・事業所の１か月あたりの総業務時間の変化・１か月の平均残業時間（１人あたり）の変化・有給休暇（年間）の平均取得日数（１人あたり）の変化・職員１人あたりの利用者数の変化・離職率の変化・介護職員の心理的負担感（SRS-18）の変化・利用者の満足度（WHO-5）の変化・ワークエンゲージメント尺度に基づく変化 | 30 |
| ③持続性のある取組であること | ・取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。・取組の実施に当たり、国・自治体の補助金に過度に依存していないか。・職員の意見を聞く機会や協力体制を構築しているか。（指標の例）・生産性向上の取組を進めるための委員会の実施状況・職員の意見を反映した取組の件数 等 | 10 |
| ④他の事業所での導入（横展開）が期待される取組であること、事業所が横展開に協力的であること | ・多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。・取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開に協力的であるか。 | 10 |